

第50号議案

八王子市町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例設定について

八王子市町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例を次のとおり設定するものとする。

平成31年2月25日

提出者 八王子市長 石森孝志

八王子市町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例

私たちのまち「八王子」は、高尾山に代表される豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統文化に育まれてきたまちである。そして、都心近郊の交通の要衝という地勢を活かして多くの人々が交流し、暮らすまちとなり、全国有数の学園都市としても発展した。このようなまちの形成の礎となったのが、市民相互の協力と支え合いである。

とりわけ、地縁によって結ばれた町会・自治会は、子どもから高齢者まで世代を超えた交流や防犯、防災、福祉、環境、子育て、教育などの地域課題の解決に向けた取り組みにより、地域コミュニティの醸成と本市の発展に大きく寄与してきた。

現在、少子高齢化の急速な進展、核家族化などの社会情勢や生活形態の変化、価値観の多様化などから、町会・自治会の加入世帯数の減少が続いていること、コミュニケーション意識が希薄化し、地域の活力が弱くなることが懸念されている。

一方で、地震や豪雨等の自然災害を契機として、地域住民のつながりや災害時の共助の重要性についての認識が高まっている。

地域コミュニティを次世代を担う子どもたちにつないでいくためには、地域におけるつながりを強化し、住民相互が協力し支え合う共助の精神によって、住民

主体の活発な地域活動が行われることが重要である。

町会・自治会での活動は、まちづくりへの参加の身近な機会であり、町会・自治会の連合会をはじめ、地域活動に関わる団体と連携、協力しながら、住民主体の地域づくりを進めていくことが、今後の市民自治の推進や本市の発展につながっていく。

地域コミュニティの重要性を踏まえ、ここに市民力・地域力の源泉の一つである町会・自治会を、本市の協働によるまちづくりの重要なパートナーとして位置付け、その活動を支援するとともに、町会・自治会を中心に市、市民、大学等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことで、地域住民が支え合いながら安心して、いきいきと暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、町会・自治会の活動活性化の推進に関する基本理念を定め、町会・自治会の位置付け及び役割、市の責務並びに市民、大学等及び事業者の役割を明らかにし、町会・自治会の活動を支援することによりその活動活性化を推進し、市民相互がつながり合い、支え合いながら誰もが安心していきいきと暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所又は居所を有する者をいう。
- (2) 町会・自治会 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（地域コミュニティの形成に取り組む管理組合を含む。）をいう。
- (3) 地域コミュニティ 市民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。
- (4) 大学等 市の区域内にある大学、短期大学及び高等専門学校をいう。
- (5) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び個人をいう。
- (6) 住宅関連事業者 市内における住宅の販売若しくは賃貸（これらの代理又は媒介を含む。）又は建築若しくは管理を業として行う者をいう。

(基本理念)

第3条 町会・自治会の活動活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

(1) 市民が相互に交流を深め、地域での支え合いと協力により、地域の一員として自主的かつ主体的に活動することで、地域のつながりを強めるものであること。

(2) 市民の多様な価値観及び自主性を尊重するものであること。

(3) 市民、大学等、事業者その他地域活動に関わる団体の相互理解と連携により、地域コミュニティの発展に資するものであること。

(町会・自治会の位置付け)

第4条 市は、町会・自治会を、市と共に協働によるまちづくりに取り組む重要なパートナーであり、地域における自治の中心的な担い手として位置付けることとする。

(市の責務)

第5条 市は、市民の自発的な町会・自治会への加入及び自主的な町会・自治会の設立を促進するために必要な支援を行うものとする。

2 市は、町会・自治会に対する市民の理解と関心を深め、町会・自治会の活動への参加を促進するため、広報活動及び啓発活動その他の必要な支援を行うものとする。

3 市は、町会・自治会の活動活性化に関する施策の実施に当たっては、町会・自治会と意見交換を行い、その意見を考慮するものとする。

4 市は、町会・自治会が自主的に組織されたものであることを踏まえ、町会・自治会に協力を依頼する場合には、その負担が過重にならないよう配慮するものとする。

(町会・自治会の役割)

第6条 町会・自治会は、第3条の基本理念にのっとり、市民の自発的な加入を促進するとともに、その活動があらゆる世代の市民、大学等及び事業者にとって、参加及び協力しやすいものとなるよう努めるものとする。

2 町会・自治会は、その運営について、透明性の更なる向上を図り、市民が参加しやすい開かれた組織づくりに努めるものとする。

3 町会・自治会は、良好な地域コミュニティの維持及び形成のため、他の町会・自治会、大学等、事業者その他地域活動に関わる団体との連携及び協力に努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、地域の一員であることを認識し、相互に支え合い、安心していきいきと暮らすために、町会・自治会に加入するよう努めるものとする。

2 市民は、町会・自治会の活動に参加又は協力することにより、その活動活性化の推進に努めるものとする。

(大学等の役割)

第8条 大学等は、所在する地域の一員であることを認識し、町会・自治会の活動への参加又は協力に努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、事務所又は事業所が所在する地域の一員であることを認識し、町会・自治会の活動への参加又は協力に努めるものとする。

(住宅関連事業者の役割)

第10条 住宅関連事業者は、市内の住宅を購入又は賃借しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の町会・自治会への加入又は新たな町会・自治会の設立の促進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。